

平成19年 9 月

## 建設経済委員会会議録

平成19年 9 月19日（水曜日）

午前10時00分から

午後 3 時32分まで

市役所 委員会室

### 出席委員（8名）

委員長	山本 誠 君	副委員長	後藤 幸夫 君
	大沢 秀教 君		熊澤 宏信 君
	岡 覚 君		三浦 知里 君
	小池 昭夫 君		ヒ・アソキ アソニー 君

\*\*\*\*\*

### 欠席委員（なし）

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

統括主査 宮島 照美 君

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

都市整備部長	河村 敬治 君	経済環境部長	兼 松 幸男 君
水道部長	牧野 一夫 君	都市計画課長	奥村 照行 君
都市計画課主幹	高木 淳 君	建設課長	梅村 治男 君
維持管理課長	余語 延孝 君	建築課長	岡田 和明 君
農林商工課長	鈴木 英明 君	観光交流課長	中田 哲夫 君
環境課長	小川 正博 君	環境課主幹	稲垣 金利 君
交通防犯課長	山田 礎 君	水道課長	丹羽 忠明 君
下水道課長	城 佐重喜 君		

\*\*\*\*\*

### 付託議案

第51号議案 道路管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

第52号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 建設経済委員会の所管に関する歳入

歳出 2款 総務費

4款 衛生費

+

5 款 農林業費

6 款 商工費

7 款 土木費

第54号議案 平成19年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第1号）

第55号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第56号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第58号議案 平成18年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち  
平成18年度犬山市一般会計中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 2 款 総務費（1 項総務管理費のうち11目自然保護費、13  
目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、  
16目新庁舎建設検討費及び17目新しいまち  
づくり事業費）

4 款 衛生費（1 項保健衛生費のうち1 目保健衛生総務費  
中28節繰出金及び7 目環境保全費並びに2  
項清掃費）

5 款 農林業費

6 款 商工費

7 款 土木費

10款 災害復旧費

並びに特別会計中

平成18年度犬山市犬山城観光事業費特別会計

平成18年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計

平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計

平成18年度犬山市農業集落排水事業特別会計

第59号議案 平成18年度犬山市水道事業会計の決算の認定について

+

+

+

午前10時00分 開議

山本委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので直ちに建設経済委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

昨日に引き続き、第58号議案、第59号議案にかかわる書類審査を続けるため、会議は休憩とし、午後1時に再開することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 異議なしと認め、書類審査のため、午後1時まで休憩いたします。

午前10時01分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

山本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第58号議案、第59号議案にかかわる書類審査が終了いたしましたので、これより第58号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

三浦委員。

三浦委員 224、225ページ、6款2項3目東海自然歩道管理費ですが、昨日の説明の中で、パート職員の賃金3名分という話でしたけれども、どういう方がやってみえるのか。健脚な方がやらないと多分大変だとは思いますが、それと、東海自然歩道の中に、この中にも14節で寂光院の公衆便所借上料というのがあるんですが、トイレは何カ所あるのかということと、あと、次のページに、パトロール員の研修会負担金で2万1,000円あるんですが、これはパトロール員が行かれたのか、観光交流課の職員が行ったのか、その点をちょっと聞かせていただきたいなと思います。それだけお願いします。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 東海自然歩道管理費ということでご説明を申し上げます。

まず、パート職員賃金は、パトロール員を3人お願いしてあります。高齢ですけども、健脚です。3人の日当が4,780円の、大体3人を平均しますと、年に145日ぐらい活動してみえます。それに対する賃金です。

それから、旅費の研修旅費ですけども、それはもちろんパートパトロール員さんに行ってもらった旅費です。

それから、東海自然歩道の中に、トイレは11カ所あります。この寂光院の便所の借り上げだけここに出てると思いますのは、東海自然歩道の中にアップダウンが多いということにして、トイレの設置が非常に難しいということで、寂光院のトイレをお借りして、それに対する費用を支払っています。

以上です。

山本委員長 三浦委員。

三浦委員 研修会のこと、もう1回、済みません。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 普通旅費のパトロール員の研修会ですけども、これは3人とも行きます。

山本委員長 三浦委員。

三浦委員 トイレですが、東海自然歩道の中にあるトイレというのはわかるんですが、東海自然歩道でなくても、こういう山の中に観光交流課が管理してるようなトイレというのは、ほかにありますか。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 トイレは、うちが管理しているトイレは全部で14カ所あります。それで、14カ所のうち、この東海自然歩道の中には、11カ所ですけども、うちが管理しているのは、その11カ所のうちの業務で7カ所ですから、全部で14カ所のうちの残りの7カ所が東海自然歩道以外にあるところです。全部の便所が14カ所ありまして、東海自然歩道の中でうちが管理している便所は7カ所あるんです。残りの7カ所は、例えば犬山橋の公衆便所だとか、それから信貴山の公衆便所だとか、入鹿の公民館のところにある仮設の便所だとかですね、あちこちに散らばっておりますけれども。

以上です。

山本委員長 三浦委員。

三浦委員 私、最初、倉曽の団地から信貴山に上る道、あれが東海自然歩道かなと思って、ちょっと勘違いしてたんですけど、あそこは先ほど、休憩のときにお聞きしたら、東海自然歩道ではないということだったんですが、だから維持管理の方に行くんだと思うんですけど、結構、雨降った後なんか、山の木が倒れてきてて、でも結構、皆さん散歩コースで歩かれるんですね。その管理については、場所わかりますかね。維持管理の方はどういうふうにされているのか。

山本委員長 余語維持管理課長。

余語維持管理課長 たしか、三浦委員から私どもの方に話がありまして、あその後、係員が行きました。倒木はやっぱりあったと言う話です。ですが、そんなに支障のない感じだったから、そのままになってます。

山本委員長 三浦委員。

三浦委員 ふだんは、チェックというか、今、ここの東海自然歩道みたいなチェックはされてはいないということですね、ふだんというか、話があったときに行っているとか。

山本委員長 余語維持管理課長。

余語維持管理課長 あそこは維持管理の方で、アメニティの方のパトロールには入ってないと思います。通常道路ですので、交通量としては歩行者が通る程度で、車両はほとんど入らないところですから。まず、信貴山へ行く人だけですね。だから、健脚を誇られて、散歩される方はあそこを通られるかもしれませんが、そういう方以外は、通常の方はほとんど通りませんので、そこまでパトロールの範囲には入れていません。

山本委員長 三浦委員。

三浦委員 最後に、結構信貴山に上られない方でも、倉曾の方、また下の方が散歩に行って、上まで登らなくても帰ってくるという人がいるので、土壌的にやっぱり滑りやすいようなところみたいなので、雨の後、本当によく、歩いてても、ばさっと来るということはよく聞きます。

私はてっきり東海自然歩道かなと思ったもので、今お聞きしたんですが、また気をつけて見ていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

山本委員長 ほかに質疑はございませんか。

ビアンキ委員。

ビアンキ委員 とりあえず、19ページの商工使用料、今まであった国際観光センター使用料がありませんね、当然、指定管理者制度になったから。今まで、例えば平成15年度、7,900万円ぐらい、平成16年度は9,500万円ぐらいの収入があって、とりあえず指定管理制度になる前に、フィットネスとか、レストランと喫茶店と、本館、その収入のどれぐらいの割合か、それがわかったら教えていただければありがたいと思います。

そして、ことしは、平成18年度の指定管理者の収入はどれぐらいになっているか教えてください。

そして、水野議員の一般質問の中で、この指定管理制度になって、市にプラス・マイナス1,500万円ぐらいのプラスになっていると聞いた記憶があるんだけど、それだけとりあえず確認したいんです。

また、24ページの歳入の町家の磯部邸の収入だと思っていますが、そちらに載ってあるので、249ページとか、251ページ、磯部邸のための歳出が載ってあるので、それで全体的に赤字になってると思います。どれぐらいになっているか教えてください。

そして、きのう書類審査をやったときに、工事請負費が載ってある、書類を見ると、その内容が何かわからないから、整備事業1、2、3、それぞれ52万円、94万円とか、60万円ぐらいで、最後の89万円ぐらいの書類は駐車場の整備と書いてある、このほかの三つは何かわかれば教えてください。

そして最後に、磯部邸を市が買う、借りるときと、オープンしたときまでにどれぐらいお金かかったかわかれば教えてください。大ざっぱでもいいですから。

とりあえず、以上です。

山本委員長 答弁を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長 まず、指定管理者制度に移行いたしまして、それぞれの市に入っていた収入の平成18年度の決算額を申し上げますと、まず、フロイデの収入というのは大きいもので、貸し館の方の収入と、それからプールだとかフィットネスの方の収入があります。それで、貸し館の利用料の方は、2,041万7,000円です。それから、フィットネスの方は8,722万円であります。

それから全体の収支、総収入が1億3,843万3,000円です。総支出といたしまして、1億5,267万1,000円で、差し引き1,423万円の赤字となっているようであります。

それから、本会議に出ました水野議員の質問に対する回答ですけども、市の方が浮いたといいますが、経費の削減になった額は約1,450万円です。

以上です。

山本委員長 答弁を求めます。

岡田建築課長。

岡田建築課長 磯部邸の関係でございますけども、収入としましては、ここの明細書に書いてありますように、使用料としての22万4,000円程度だけです。後については外観を出資しているということでございますけれども、主なものにつきましては、きのうも説明をさせていただきましたが、13節の施設管理業務委託料、これはNPOの城下町を守る会ということで、管理・清掃のために委託をしております、これが187万4,560円を支出しております。

それと、今のご質問の、いわゆる整備工事費でございますが、これが296万1,000円ですので、約400万円ぐらいの支出をしているということになります。これがいわゆる赤字の部分かなと考えられます。

整備工事の内容としましては、給湯室、それから物置の設置を行っております。あと、あそこは非常に間口が狭く、奥行きが長いということで、排水が非常に悪い状態でございますので、いわゆる中庭の方から道の方へ出す排水の工事を行っております。あとはエアコンの設置を行っております。それから、図師にあります駐車場の整備を行っております。これ、トータル合わせまして296万1,000円の支出をさせていただいております。

平成18年度以前に、オープンまでにどれぐらいかかったかということでございますけども、細かい資料を手元に持っておりませんが、用地整備費込みで約1億4,000万円ぐらいだったと記憶しておりますので、お願いしたいと思います。

山本委員長 ビアツ委員。

ビアツ委員 1回私が、カナダのバーリントンのところに、国に帰ったときに視察しました。そちらで古い建物、歴史的な建物がいっぱいある。もう全部廊下になって、本当にシャッターみたいになって、本当にホームレスが入って住んでいる、どうしても全部ぺちゃんこにしようと思った、本当に面倒くさい、大変なことになってる。そちらでそういう建物を守ろうという、犬山市みたいな、そういう会が、城下町を守る会があったり、それも歴史的な建物から保存しないから、民間と市が協力して整備した。民間入らないと全然市民が入れないですね、それが毎年毎年市がお金を使うだけなら、財政のブラックホールになるから、それを保存している意味でも、もう少し、あり方について考え直すところがあると思います。それについて、当局の何かご意見があれば教えてください。

そして、指定管理者の方ですが、今、市には1,500万円ぐらいのコスト削減になったと。それをキープするために、できるだけ委託料などを抑えなければならない。平成19年度の予算を見ると、指定管理者に払う部分が2,500万円から2,976万円になっている、そして今まで一度も経験していない国際会議誘致催事委託料300万円も載せてあるから、その二つだけで、1,500万円の利益が半分ぐらいもうペアになると考えられる。

それに充てるのは、どのくらい財政的な意味があるかと思う、それも何かご意見があれば教えてください。

それと、ちなみに、今まで自主事業委託料、市民がされる、それでまつりとか、平成15年度から去年まで、約100万円ぐらい、20%以上削減になっています。今まで消してない委託料が入ってるから、ちょっとおかしいと思いますので、とりあえずここまで。

山本委員長 答弁を求めます。

岡田建築課長。

岡田建築課長 まず、磯部邸の方からでございますけれども、先ほどの収入といいますのは、いわゆる土蔵だとかギャラリーを使っただけのが使用料でございます、入場料はご存じのように無料でございます。委託管理につきましても最小限必要なものについて管理を委託しておりますけれども、実際の運営については、やはり民間の方が入っていただいてやっていただけるというふうに思っております。今は、自主的におもてなしということで、昼にお抹茶を出していただいたりとか、いろんな文楽とか、ああいう企画ものもやっていただいています。今、委員の言われましたように最初はやっぱり何やったらいいかわからないこともあるかもしれませんが、その中で、ここでやることによって市民の方がいろんなことを経験して、それからまたいろんな知識を得ていただいて、ほかの施設に対してもそういうようなノウハウを生かしていただくというための拠点施設というような位置づけで考えております。

これから方向性が変われば、またその中で新たな方向性を模索していくというようなことで、段階的に考えていただければなというふうに思います。

山本委員長 答弁を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長 指定管理料は、一応、うちの方が指定管理者に任せる前に積算したときには2,600万円でした。それも、いろんな会社が指定管理を受けたいということでありまして、2,500万円を提示した今の会社になったということです。

今の会社は2,500万円、2,450万円だったと思いますが、年々少しずつ下げて入札したんですね。平成19年度の予算で、それがふえてるといいますのは、その中、全部が指定管理料にもちろん要ってるんですけども、実はうちの方で予算の取り扱い、当初予算のときにもお話ししましたが、今、当初予算持ってきてないもんですから、細かい数字はちょっと説明できませんが、国際観光センターの中に観光協会が入ってます。それから、グランツが入ってます。それから、喫茶店のキャラが入ってきます。そういう方たちは目的外使用の場所代をもらってるわけですね。私たちの指定管理者に任せるときの計算で、それは指定管理者の方に払って入っていくという計算をしたんです。ところが、当初予算のときにもご説明申し上げましたように、市の所有で、それを貸して、お金が指定管理者に入るといふ計算はやっぱりおかしいじゃないかということになりまして、それで、この平成19年度のときにそれを市の方に入るように直したんです。それで、市に入った分だけ指定管理者の方の計算の歳入が下がるもんですから、同額を指定管理料に上乗せをしてます。ですけど、その上乗せする前の基本的な指定管理料は入札があった2,450万円にオンしてあるもんですから、金額としては上がってるんですけども、当然、ふえた分の同額は歳入で見込んであるということでもあります。

それから、自主事業ですけども、これはお金は349万2,500円です、そのうちの約300万円がフロイデまつり、それと残りの50万円ぐらいがキネマでトークということで、犬山口ケサービスチームにお願いをして、映画会をやったものです。この中にも、お金だけじゃなくて、指定管理者にも、自主事業に対して協力をしてもらうということで、フロイデ応援団だとか、I I Aだとかだけじゃなくて、指定管理者もその中に参加をしてやっていただいています。

以上でございます。

山本委員長 ビアンキ委員。

ビアンキ委員 一つ抜けましたが、国際会議誘致催事委託料300万円。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 済みませんでした。これは、I A E Aの国際会議が入るということでして、この同額を万博のフレンドシップ継承事業の歳入を見込みまして、100%補助でその会議を誘致したと、そういうことであります。ですから、歳入歳出とんとんですので、これは単年度だけです。

山本委員長 ビアンキ委員。

ビアンキ委員 今の説明によって、その委託料が高くなるわけないと言っていますが、一つは目に見えないところ、例えばフロイデまつりなら国際センターの使用料が、ただ市のこのポケットからポケットへお金がいく。フロイデ応援団がお金を市からもらって、またフロイデに使うために、また市に払うでしょ。今回、それ全部指定管理者のポケットに入るから、それも一つのダブルパンチ、それはいいかどうかはまた別に、私が言いたいのは、今は、1年間終わって、本当に評価する価値があるかどうか、分析する時期になっている最初の段階だと思います。私には、それぐらいの利益があるだけで、市民にもプラス・マイナス、目に見えないところの価値があるかどうかとも疑問に思っておりますし、例えば、先ほどのレストランの話、一つだけ言われたのは、知り合いからフロイデで個人的にイベントをやろうとする、外から食べ物を持って入ると決まったときに、フロイデから電話があった。グランツを使わないかんと言われた。それは、ルールではないと思うから、知ってる限りで、そういう電話は指定管理者からあった。それは、指定管理者だけど、電話いただいた人が、それは犬山市と思われるから、それは余りよくないと思います。それをちょっとどう思っていますか、教えてください。

今も、多分、指定管理者もちょっと苦しんでると思います。だから、最初から営利団体がこちらに入るのがふさわしいかどうかは疑問に思いました。これから作業は、大体貸し館とフィットネスが分けてどういうふう管理した方がよいか考えた方がいいと思います。これからいろいろ検討していかないかんと思うんですが、今までは当局はどういうふう評価しているか教えてください。

そして、先ほど磯部邸みたいな、話ししていただいて、でももう少し、市民が入れないなら、こういう事業をずっとやるのは僕も難しいと思います。今、例えばNPOがその建物の保存を一生懸命やってると思う、市が最初からそれを認めて、お金出して、1番なくなってくるところは、民のままでどれだけ収入なるかを考えなければならないと思います。それもぜ



ひ頑張っていたきたいと思っております。

以上です。

山本委員長 答弁を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長 まず、1点目の食事を外から中に持って入れないという話を、ちょっと私もその話聞いたことがありませんので、確認をいたしますけれども、もしかすると可能性としては、食事をしていただけない部屋が幾つかあるんです。マットが敷いてある部屋とか、持って入れる部屋と持って入れない部屋があるんです。グランツしかためだということは、ちょっと一度確認させてください。そんなことはないと思うんですけど。

営利団体がということですけど、やっぱり指定管理者制度自体、営利団体だとか、NPOだとか、いろんな団体に任せられることができる制度なんです。私たちが公共施設ということからいくと、本当に金もうけだけで走ってしまうような業者はまずいと思いますけども、たまたま新庁舎ができるまでは、観光交流課も同じ部屋にいるもんですから、今は、そういう調整だとか、そういうことはしやすい位置にあると思うんです。本会議でも部長が答えましたけども、1カ月に一遍、必ず向こうの責任者と、こちらとで会議を持って、いろんな問題も出し合ってますし、それから広報の方へ苦情だとか、いろんなことが入ってくるわけですけども、それをすべて指定管理者に情報を流して、打開策も協力して研究してます。

最初は、受付の問題だとか、お金の処理の問題でいろいろありましたけども、最近はそういう細かい苦情は減ってきていると思っております。

今後の考え方といいますけども、やっぱりこの指定管理者制度に移行した一番の目的は経費の削減と、それからやっぱり公務員がやるんじゃないくて、民間の導入によって柔軟な管理運営ができるということですので、市民サービスの低下を招かないように、そちらのメリットを伸ばしていきたいなと思っております。

以上です。

山本委員長 ビアン委員。

ビアン委員 最後に一つだけ。やっぱり私が思うのは、フィットネスの方に管理者にまかしても、上手にやれば、それは唯一持っているところだと思うんです。後は、この削減がない感じでこの指定管理者制度が、歴史にあまりにもパスがないと思います。

指定管理になる前の委託料を見ると、もう少し頑張ったらコスト削減ができると思う。今よりも、2,500万円よりも、見つかる場所があると思います。だから、後は市民のグループにある部分は任せてもいいと思います。市民に任せたら、本当にいろいろやりたい人がいるから、市民に任せて、そのときにミスがあっても、市民がやってるから大丈夫です。市民が市民のためにやれば一番いいかなと。もちろん昔からの部分とフィットネスの部分、また別だと思いますから。とにかく、これまでいろいろ検討していると思います。そのパターンもベターと私は思っていることを指摘させていただいて、質疑を終わりたいと思います。

山本委員長 ほかに質疑はございませんか。

大沢委員。

大沢委員 まちづくりという観点で、款はまたぐんですけど、質問をさせていただきたいと

思います。

新議員ということで、ちょっと基本的なことをお聞きしますけれども、108ページ、109ページのところで、2款1項17目の新しいまちづくり事業、予算69万円で、不用額62万4,662円、内訳は先ほど確認しましたけれども、職員の方の旅費が2,000円掛ける4と、そして8,000円と、後は需用費ということで、消耗品費、B紙とか附せんとか、コピー用紙とか、トナーとか、そういう支出だけの事業だったんですけれども、この新しいまちづくり事業というのは、どういうものであったのか、総括的な見解をお聞かせ願いたいと思います。

それと、218ページ、219ページの6款1項1目、中心市街地活性化推進費の中で、補正が198万円つけられておりまして、その198万円がまちづくり専門員の報酬という形で支出されておりますけれども、これも基本的なことになるかと思いますが、そのまちづくり専門員という方のお仕事の内容はどういうことであるか、その2点まずお聞かせください。

山本委員長 答弁を求めます。

奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 それでは、私から新しいまちづくり事業について説明させていただきます。

新しいまちづくり事業といえますのは、基本的には地域再生計画という、橋爪五郎丸地区の新しいまちづくり計画がこの予算に該当するものであります。

当初、地域再生計画の中で、城下町地区と、それから城下町地区で補完できない、新たな新しいまちをつくるということで、当時、地域再生計画の中では、ツインタウン構想ということで、二つのまちをつくることによって城下町の再生を図っていくという、そんなような考え方で事業を進めたわけです。ただ、今、地方分権で、愛知県への分権により、そういう許認可の関係ですが、開発許可の関係で、基本的には市街化調整区域内でのそういう商業地の開発は愛知県としてはできないという中で、それを何とか、犬山市としては将来的な財政基盤を築くために、その事業を推進したいということで、県に対して、あるいは国に対してその事業をやりたいということを手を挙げて進めたわけです。現実的には、そこまで至らなくて、現状の中でいけば、その最終形じゃないんですけども、何とか、少しでも開発するときのものをやることによって、その地域が将来的に発展をするためのということで、地域再生計画の道の駅構想を現在ここで進めているわけです。その道の駅構想のための事業費ということで、現在とらえてますけども、今、道の駅も3月から3回、議会でご質問があるように、遅々としてなかなか進まないという、地域振興とか、そういうもののかみ合わせを、うまく組み合わせないと道の駅というのは構築できないと、その原点の部分をもう少し、今練り直して、もちろん、振興部分から入らないと、道の駅というのは、ただ駅という形をつくるだけですので、その中身が一番重要という形になりますので、その中身を今少し構築するために、いろいろ各方面に当たっているところでございます。

それができれば、またこの新しいまちづくりの中の部分として、新たに、少し進めることができるかなと。今、現状の中では、そこまで踏み切りはできないというふうに私どもは思っております。それを踏み込むための、今少しいろいろな調査研究をしているところでございます。

以上です。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 まちづくり専門員の仕事についてというご質問だと思いますが、まちづくり専門員につきましては、中心市街地活性化の中で、都市計画が面積を決めております94haのうちの、旧城下町地区なんですけど、その中で、中心市街地の活性化をより図るという使命があります。また、今後といたしましては、その中で、今、ご存じかと思いますが、まちづくり株式会社TMOと連携しまして、その活動の支援もしていくという形であります。

さらには、市で専門員として雇っておりますので、行政と住民と商業者等のいろんな場面の中で調整をしていただく、それから中心市街地の中で、中小小売店のイベントづくり推進等を図る、そういう仕事内容でございます。

以上です。

山本委員長 大沢委員。

大沢委員 ありがとうございます。

次に、またページが違うところなんですけど、245ページ、またまちづくり関連なんですけど、一番上にあります美しいまちづくりコーディネート業務委託料50万円、これ先ほど書類審査で契約書も入っておりましたので、契約書も読ませていただいたんですけども、3月20日までの契約で、研究題目が犬山市における自然の特性や歴史的文化的価値などを考え合わせたまちづくり、またそれに付随して、研究の一環として、住民、市民を対象とした学習会、講演会等を期間内に実施するというふうに契約書にはありましたが、期間内に学習会、講演会等、どういう会合が行われたのかお示してください。

また、研究成果報告書を犬山市に提出するという契約が東京大学から報告があるということでしたけども、この成果の報告書というのは、今後新たにつくられる総合計画などに反映されていくのか、またその研究成果を市民や我々議員が閲覧できる形になっているものなのか、その辺をご答弁ください。

山本委員長 答弁を求めます。

奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 それでは、お答えをさせていただきます。

美しいまちづくりコーディネート業務委託というのは、個別題目の方針でありますけど、東京大学と契約を結ぶものであります。この中で、コーディネーターとして東京大学の建築の、景観等が専門の西村幸夫教授に、私の方で犬山市のまちづくりのコーディネートをさせていただいてるんです。去年、平成18年度の実績としては、美しいまちづくりシンポジウムということで、11月25日に開催したんですけども、その中で、パネラーとしてご参加をいただいております。

また、11月26日、日曜日になりますけども、この日には、新しい田中市長と犬山の景観を含めたまちづくりについて意見交換をして、市の今まで取り組んできた計画等についての考え方とか、先生の考え方、犬山市をどうしたらいいということについていろいろ話をされて、その中で市長の思いも、含めながらそういう意見交換をさせていただいております。

それから、26日、同じ日なんですけども、それが終わった後、南のまちづくりを考える会

の方を、出来町の公民館で開催させていただきました。そちらに出席していただいて、住民の皆さんのまちづくりの取り組みに対して、アドバイス等をしていただいた。そんなような事業を平成18年度事業として行っています。

特に、報告書とか、そういう成果的なものについては、レポート的なものでありますけども、それを報告書の成果としてどうかということ、ちょっと今、私ここで確認とれません。また、そういうものがあるならば、情報として公開することはできますので、また、そういう閲覧が必要であれば、お見せすることは可能だと思いますので、よろしくお見せしたいと思います。

以上です。

山本委員長 ほかに質疑はございませんか。

後藤委員。

後藤委員 207ページの5款1項3目の19節負担金補助及び交付金という欄で、農業団体育成事業補助金というのが13万円ですので、これまた内訳、もしわかったら教えていただきたいと思いますが。

山本委員長 答弁を求めます。

鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 この13万円につきましては、犬山市果樹園芸組合と、犬山花き園芸研究会で、果樹の方が10万円、花卉、花の方が3万円という内訳になっております。

山本委員長 後藤委員。

後藤委員 実は、今農業というのは、非常にどんどん見直されております。また食の安心・安全が叫ばれる時代になっておりまして、実はこの前、果樹組合の、私事ではありますが、組合の総会にちょっと出席をさせていただきました。その中で、非常に楽しい話が出てきたんです。というのは、正直言って、農業だけではあんまりもうからんと、担い手の負担という話も事実出ました。その中の副組合長さんが、ジュースをつくっている会社をしておみえになりまして、そういうような方向性の、JA等、それから果樹組合及び農業に携わる方々で、何とかそういうような視察を兼ねながら、振興を図れるような研究をできるような状態がないだろうかというようなお話もございましたので、その辺のことを考えますと、正直言って農業の団体の育成事業の補助金というのが余りにも、私は少ないような気がいたしておりますので、その辺のところも少し何か考えていただいて、今後の、さらに農業の振興を図っていただければなと思っております。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 今、果樹組合の、JAとか組合の中で研修をというようなお話でございますが、行政からは10万円の予算だけですが、全体的には40万円弱、そのような予算がありますので、泊まりではないですか、日帰りですそれぞれ自分たちの技術を磨くという意味合いで、過去には研修もされておりましたので、今後ともそういう情報提供だとかを考えながら、組合連合会の中でしっかりやっていただいたらと考えております。

山本委員長 後藤委員。

後藤委員 というのは、やはり隣の市町のことをうらやんではいけません、各務原市がキ

ムチというような、はっきり言ってB級グルメのグランプリ参戦になったものでございます。そしてまた、郡上八幡なんかは明宝ハムなんかは特にJ Aと組んで、最初につくられたものだとお聞きしております。また、ケチャップもそんなふうの開発されておりますので、古くはやはり犬山市のピーチバターですか、1.5次産業というような方向で、商品開発がされましたので、先ほどの道の駅の話も出ましたが、やはり商品開発をどう農業の方がやっていきながら、売れない部分をいかに加工品に加えながらやっていただくような方法論を模索しながらでいいですから、何とかそういう方向をとっていただけるようなことも施策として一つ考えていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 いろんな地域にありまして、特色ある農産物、製品をつくっておみえになると思いますが、現実的には、犬山市の農業は水稻に頼るという形ですので、多角的経営をしっかりと都市近郊に合わせた農業をやっていただければ、おのずとキムチだとか、ハムだとか、そういうのも出てきますと思いますので、今後もしっかりと農家の方々に指導していきたいと思っております。

山本委員長 小池委員。

小池委員 197ページをお願いいたします。

塵芥処理費の中で、適正処理困難物の回収処理委託料として217万3,500円が出ておりますが、調べ見させていただいたら、古タイヤの処理が78万7,500円あったと。それから、火災廃材の処理が残りの138万6,000円ということですが、古タイヤというのは、これ全部不法投棄の古タイヤなのか、どういうものなのか。1本当たり幾らで処理をされ、これ1本1万500円かな、ちょっと1本当たり幾らで処理されているのかということと、それから破碎廃材処理、ヤマゲンフジヤと、佐藤邸ということになっておりますが、これはどういうふうで廃材処理をしなければならなかった理由があるのか。それを聞かせてください。まずこれだけ。

山本委員長 答弁を求めます。

小川環境課長。

小川環境課長 古タイヤですけど、これはすべて不法投棄のタイヤでございます。1年、2年、ためておきますもんですから、ためて一括して処理しております。その費用が上がります。

それからもう一つ、火災に遭った住宅の処理、火災廃材、この処理を適正処理困難物として補助しております。それで、特に住宅の火災について補助するということで、工場とか、店舗の分は補助しておりません。

以上でございます。

山本委員長 小池委員。

小池委員 古タイヤは1本幾らの処理してる。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 一括して、まとめて入札でやってるもんですから、その都度変わってくるんですけど。

山本委員長 小池委員。

小池委員 わかりました。

それで、193ページにある監視カメラ、古タイヤが不法投棄されておる状況って、監視カメラというのは一体どういう活用しとるんですか。活用状況を一遍聞かせてください。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 監視カメラというのは、本物が2台、それからあと本物そっくりで、太陽熱で本物のように動くんですけど、実際映像が写らないダミーというのが9台ございまして、全部で11台ございます。

それで、特に犬山市の山間部といいますか、東部丘陵の中に不法投棄が多いもんですから、そういう道路わきでちょっと広くなったようなところにいつも不法投棄されるところ、そういうところを重点的に監視カメラを設置しております。監視カメラを設置しますと、かなり効果がございまして、その周りでは、不法投棄がなくなるんですが、また100メートルぐらい行ったところに捨てられるという、そういう傾向があるもんですから、イタチごっことも言えますが、監視カメラの効果はかなりあると思っております。

以上です。

山本委員長 小池委員。

小池委員 もう一遍戻りますけども、火災廃材の処理ですけども、これは適正処理が困難という、その適正処理というのは、いわゆる燃えた人の家の方が処理することができないから処理をしたのか、どういう意味で適正処理の困難な放棄が聞かせてください。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 住宅火災に遭われた方の燃えた柱とか、いろんな火災で処理できなくなったものをその費用を市が負担してるということでございます。これは、犬山市だけではなくして、近隣市町村軒並み、このようなことをやっておりますので、それに同調してると思いますか、災難に遭われた方にある程度補助をするという、そういうような意味合いもあるかと思っております。

山本委員長 小池委員。

小池委員 助成をしとるということですね、結局。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 いわゆる、そういうことになります。

山本委員長 小池委員。

小池委員 これは1戸当たり幾らというふうな助成があるのか、何か規定があるのかどうか。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 火災廃材は、許可があるところでしか処理できないもんですから、犬山市ですと、大朋建設ということになるんですけど、そちらの方へ持って行っていただいて、処理するということで、持っていく量によって値段が違うもんですから、大体1軒50万円程度になると思います。

以上です。

山本委員長 小池委員。

小池委員 わかりました。

195ページ、一般可燃物のごみ収集の委託が1億2,499万円、これごみステーションというのは市内にかなりあると思うんですが、そこのごみ置き場に対して、立て看板がよく立っておるんですね。分別をする種類だとか、あるいは何々はだめだよというような、その中で、いまだに古い立て看板が立てられて、処理されないものまで、当時はよかったよと、例えば焼却灰、今、持っていつてくれない。それがまだ看板の中で載ってるもんだから、知らん人はそこへ置いていく、そうすると町内の役員さん、随分困っちゃってるという状況が起きてるんですけど、そういう看板を随時取りかえてるものなのか、どういうふうになっているか、一遍、そのところ聞かせてください。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 ごみステーションにつきましては、町内の方で管理していただいております。ですから、町会長の要請に基づき、看板とか、いろんな案内のものを支給しております、町会長の要求がない限りしていないという状況ですので、一度、その辺のところも改めて見たいと思っております。

山本委員長 小池委員。

小池委員 町会長が要請がなければできないことは、4月の町会長会なんかの席では一言もそういう話はしてないわけですか。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 町会長あての案内文がございまして、その案内文で、例えばカラスよけネットを支給するとか、不法投棄の看板を設置するとか、そのようなことをすべて記載しましてお知らせしております。

山本委員長 小池委員。

小池委員 207ページ、一番上の、2番目の内水面の漁場清掃というのは、これはどこの清掃で、どういうふうになっているのかということをお聞かせいただきたい。

それから農業体験事業、これの実施状況を聞かせていただきたいと同時に、去年だったか、おととしだったか、ハウスを五郎丸につくったですね、橋爪五郎丸のあたりに、あれはここに、もう補助金は入ってないの。まだ入ってるのか。入っておるなら、今何をつくっているのかははっきり教えていただきたい。

以上です。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 内水面漁場の清掃委託については、愛北漁業組合に年2回、内水面ですので、船を出してその中で、大きなごみを清掃しております。

それから農業体験事業委託料20万円です。先ほどの橋爪地内の中のハウスについては、個人経営ですので、一切市のお金は入ってございませんが、近代化資金というお金をお借りになっておりますので、その利息の一部を補助しております。

山本委員長 小池委員。

小池委員 どんなものを。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 今、ハウスの話をしましたんですが、中でつくってるのは、サラダ菜です。

山本委員長 小池委員。

小池委員 先ほど、農林商工課長のお話でちょっとわからなかったもので、219ページのまちづくり専門員の報酬についてですが、TMOの中での活動を一緒にやってるという、そう理解していいんですか。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 はい、まちづくり株式会社を支援しております。

山本委員長 小池委員。

小池委員 これ、何年事業を進めていくのか知らん、専門員をつくっていくのか知らんけども、どうもよう状況が把握されんのだね、まちの中見とって。

実は、この間うち、ある人から、伊藤ふとん店の跡を今改装してますね。あそこの中で、専門員がどうも指導してやらしとったが、入院してまったか何や知らんで、困ってまっとなるというような状況が起きたということを聞いたんですけども、その活動状況というのは、今の伊藤ふとん店の跡を改装するようなものの、指導をどういうふうにしておられるのか、わかれば聞かせてください。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 まちづくり専門員につきましては、平成18年度で月18万円ですね、本庁まで出勤いただいておりますが、勤務時間は9時から5時というようなことで、それぞれまちの中で、先ほど大沢委員にもお答えしましたんですが、TMOを支援してるわけですが、その中で伊藤ふとん店だとかにつきましても、ある程度、そこへテナントミックスという事業の中で進めておりますし、県と市の補助でTMOの予算の中で進めております。そういう中の配置だとか、そこに休憩される方の配慮の助言、そういうようなことをしておりましたんですが、8月の終わりに倒れられまして、ちょっと専門員の活動が停止している状況にあります。

山本委員長 小池委員。

小池委員 8月の終わりに倒れられたということですが、今、伊藤ふとん店の裏側の仕切りのところで指示が、いいということを知って、壊してまったら、あの裏の家の人の境だって大騒動しとる人がおるんだけども、そういう話を聞いておられますか。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 聞いておりません。

山本委員長 小池委員。

小池委員 一遍、ちょっと調べてください。お願いします。

山本委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 わかりました。

山本委員長 小池委員。

小池委員 最後、261ページ、市営住宅の問題ですが、今、120戸あるということですが、除去工事の請負費96万6,000円が出ておるんですが、今後の住宅の計画をお聞かせいただけん



ですか、わかれば。壊すことも、つくることも。

山本委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 市営住宅につきましては、現在、9住宅122軒です。実際入ってみえるのは72軒が入居してみえます。まずは1点は老朽化している住宅だということ、それから割と市内に県営住宅だとか、今は雇用促進と言うかどうかわかりませんが、そのような公営住宅があると。近隣にも、江南市、小牧市に県営住宅があります。結構公的な住宅が多いということで、今後は縮小方向に向かっていくという計画であります。

現在、9住宅ありますけども、かといって、全部廃止にすると言っても、今みえる方を出てくださいますともいきませんので、徐々に、募集をしないという方針です。ですから、今、市営住宅はご存じのように二戸一と言いまして、2軒で1戸でありますけども、両方もが空き家になったところについては、防犯上の見地からも、除去をしていくということにしています。それぞれの住宅は、それぞれの今後の用途について検討をして、ある程度跡地利用を想定していますので羽黒の小弓ヶ丘については、例えば代替地にするだとか、防火水槽の設置場所にするだとか、それから広場にするだとか、特に塔野地団地のそばに城東保育園がございますので、子ども未来園送迎用の駐車場にしていく予定もありますので、そういうようなものに利用していきたいというふうに思っております。

とりあえずは、今のまま縮小していきまして、段階的に1カ所、どこかに移転していただく計画にとるんですけども、そこへ集約をして、最終的にはそこもなくするというような方向で今進めておりますので、よろしくをお願いします。

山本委員長 ほかに質疑は。

岡委員。

岡委員 99ページ、里山資料整備・啓発委託料250万円ということなんですけども、大体今までも、シデコブシの調査を中心としてですが、今までも大体わかっていたことじゃないのかなと思いつながら、その成果物を見せてもらえるかどうかということと、この時期にあえてやる必要があったのかどうかという、またやってどうだったのかというのを聞きたいんですけども。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 シデコブシというのは、非常に貴重な植物で、この東海地区しか生えてない植物ということで、近隣の可児市とか、瑞浪市とか、そういうところでは市の指定文化財となっております。それで、犬山市も市の指定文化財にして、その後、県の文化財にしたいということで、そのための資料を作成するのに必要ということでございました。

成果資料、こちらの方にいただいておりますので、それはすぐに公開します。ですから、言ってきていただければ、どなたでもお見せできるというふうになっております。

ですから、目的が市の指定文化財にするためということで、これまでの資料ではちょっと不足だったと、そういうことでございます。

以上です。

山本委員長 岡委員。

岡委員 ちょっと認識不足だったんですが、でしたら、今年度、昨年度そういう調査をやっ

たわけですから、今年度、指定文化財にしていく、そういうふう運営というか、そういう方針を出されてきているのかどうか、ちょっと知らないであれですけども。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 県の文化財の委員会が3月に開催されるということで、今年度の3月には、ですからその資料として、文化財に認定していただくように出したいと思っております。

山本委員長 岡委員。

岡委員 せっかくやった調査ですから、そういうふうにつながるように生かしていただきたいというふうに思います。

187ページで、河川等の水質分析調査と、河川等の性質の分析調査ですが、これも見に行けば見せるよということでもいいかと思うんですけども、その調査の結果で、特に行政側がずっと経年の変化を見ていて、問題だなということはなかったのかどうか。それから、これは調査をやったところが、その数値を分析しているだけなのか、それともほかの第三者機関にそのデータをいただいて、一定、そういう汚染ぐあいというか、これ一般質問で熊澤議員の質問も非常に考えなくちゃいけないなと思っていたもんですから、そういうところへの、第三者機関のアドバイスを受けるような、そういうシステムはとっているかどうか、お聞きをしたいんです。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 これ、河川等の水質調査は毎年やっております、データとして、環境課で保管しております。環境基準に合致するかどうかは職員で判断いたしまして、それ以下なら大丈夫だろうという判断をしています。近年の経過を見ますと、ほとんど水質は悪化してないと見ております。また、騒音については、すべて環境基準をクリアしておりますので、問題ないと思っております。

ただ、環境基準といいましても、最低の基準であるもんですから、山の方の水と、まちの中の水とは多少差が出てくるもんですけれど、近年の大きな変化は今のところありません。

第三者機関に判定をゆだねるといこともしておりません。委託業者から報告書がございしますので、その報告書を見て市の職員が判断しております。

山本委員長 岡委員。

岡委員 そのときそのときによって水質や性質に問題なく、カドミニウムが井戸に蓄積されるというような問題も含めてですけども、二、三年前に銅の数値が高かったんじゃないかなというふうに、ちょっと思ってます、その面で、もちろん見に行けば見せてもらえるということだと思いますけれども、職員だけの判断じゃなくて、やっぱりそういう長年の環境の変化に対して、やっぱりチェック体制をできる限りとれるようなことをやった方がいいと思いますし、広報でやっていますから、知りたい方はどうぞということも含めてね、心配な方は見てもらう中でも、そういう面ではチェックになっていくと思いますので、職員だけで見て判断するということではなくて、お金のかからない形での知恵を出せば、もう少しはっきりしていくべきじゃないかなと思いますので、その点をちょっと、今後検討してほしいなと思います。

山本委員長 小川環境課長。

小川環境課長 せっかくこういう調査をしましても、市民の方に見やすいように、今まで整理してなかったもんですから、現在、主なところを抽出しまして、10年なり、20年の経過を把握して、わかりやすいように発表できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

山本委員長 岡委員。

岡委員 221ページから観光費のあり方なんですけども、補正のときもちょっと話を出させてもらったんですけども、225ページに犬山集中大規模観光宣伝協議会負担金600万円ですとか、それから犬山温泉特別宣伝事業負担金150万円だとか、今までもいろいろ議論していたお城まつりが960万円だとか、犬山・各務原広域観光推進協議会負担金が150万円だとか、いろいろ、あと223ページでは、観光宣伝事業負担金が1,000万円だとか、からくり人形管理料の委託料が5万円ですとか、いろいろ出てますよね。それで、実際問題として、観光に携わっている、私が見てる限りでは、旅館だとか土産店だとかというのは、少なくなってきている中で、犬山市民の中で、観光にかかわっている人たちというのは、比率からいうと残念ながら減ってきてるというふうに思わざるを得ないんですね。そういう中で、担当職員からすれば、前年度の予算を下回ってくるような事業展開ではなくて、やはり予算をふやして、事業もどんどん進めていきたいというのは、これは人情としてはよくわかるんですけども、やっぱり犬山市の予算を実際観光に携わる人の比率が減ってきてる中で言えるのは、やっぱり適切に見直すところは見直して、絞っていくという考え方を持たないといけないんじゃないかというふうに思ってるんですけども、どうしても、観光の、今までの何とか協議会分担金だとか、負担金だとかっていうのはね、1回つくと、その後ずっと残っていくわけで、新しくどんどんそういうのが幾つかできるわけですから、またそれもふえていかざるを得ないわけですから、そういう面で、総額もそうですし、ここの協議会だとか、そういうのも含めて見直すということは私は大事じゃないかなと思ってるんですけども、その点の基本的な考え方をどんなふうに思ってみえるのか。

山本委員長 答弁を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長 基本的な考え方というご質問でしたので、私は小泉さんが首相をやってみえるときに、日本の国会の中で初めて観光という言葉が出ました。国を挙げて観光をつくり上げていく、推進していくということが、今、法律化、観光基本法などによりまして、特に国土交通省とかで、観光の省庁をつくりたいというふうな意向もあるという方針であります。

特に、観光面でいいますと、日本の観光というのは、世界から受け入れるのと、世界へ出ていくのと、大きい赤字になってるわけですね。ビジットジャパンで、今、国が観光に動いてますし、この犬山市だけでとらえましても、かなり外国の方もふえてきているという状況なんです。ちょっと今資料持ってませんけれども、観光という産業がどれだけの波及効果があるかということが、ほかの一つの買い物だとか、商品よりも、何倍も波及効果を持っているというデータがあるそうです。私たちはそこに期待をするわけですし、確かに、観光、直接お金を落とすところは旅館がつぶれたり、徐々に少なくなっていることはありますけれど

も、逆に今、お客さんを、観光客を呼び戻すことによって、新たに観光に携わるような人がふえてくるとありがたいなと思ってます。

今後の方針といいますか、やり方は、やはりキーポイントとなっているのは犬山城であると思うんです。犬山城に来た人をどうやって城下町の方へ流すか。城下町の方に入った人を、いかにほかの地域に向けていくかということが、今の私たちの観光交流課の課題だなと思ってます。

それから、今の協議会の負担金だとかですけども、実は、予算査定の段階で、2年前の予算のときに、幾つか協議会だとか、脱会をしたり見直しをいたしました。ただ、金額的には少ないものですし、三つぐらいの協議会を減らしただけで、金額的には余り大きくこの予算には反映してませんけども、これからもなるべくむだな協議会というのは、徐々にやめていくとか、国宝四城サミットで、国宝四城の協議会もあったんですけども、今まで100万円負担してたものを、もう規模を見直しまして、ことしから10万円にするとか、やめるとかやめないじゃなしに、規模の縮小ということも考えていきたいと思います。

以上です。

山本委員長 岡委員。

岡委員 これ例えば観光事業の特別会計の方に一般会計からの繰り出しが大体、これ4年分の決算額を見てるんですけども、4,000万円から約5,000万円繰り出しですね。これも他の自治体との比較はしてないんですけども、例えば近くの江南市や、幾つかの県内の市に比べても、僕は予算規模に比べて、こういう観光宣伝や、観光費に使ってる金額というのは大き過ぎるんじゃないかなという感覚は持ってるんですよ。だから一度、例えば岡崎市なんかは物すごく人口も、予算規模も大きいわけですから一定の金額、絶対額で比べるんじゃなくて、予算額と比べた市民1人当たりを含めて、やっぱりちょっと県内自治体との比較もしながら、適正な規模に将来的なことを考えると持っていくべきじゃないかなというふうに思っていて、それと今全体が、観光を国としても、またそれぞれの地方自治体としても大事にするということとは違うわけで、今までやってきたからといって、協議会をそうやって見直すのはいいんだけども、予算規模について、僕はやっぱり見直していかないと、これからいろんなことを考えていく場合には、やっぱり住民の暮らしが非常に重要になってくる中でいえば、仕事に携わっている人も少なくなってきたおれば、それなりの見直しをするのは僕は必要になってくると思いますので、僕も今までやったことはないんだけども、そういう比較やっとなんだけども、他の自治体と比べて観光に費やしている予算がどうなのかということについても、一度きちっと調査して、分析してみる必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点は、担当課としてどうですか。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 正直、今までそういう予算の比較というのはやったことがありません。ただ、今回、そういうことを考えることになると、各市が持っている観光欲というんですかね、観光の能力といいますか、それをどうやって比較するかというところに行き着くと思うんですね。やっぱり国宝というのは、日本に四つしかない、お城で四つしかないとか、鶴飼も、日本で12カ所しかないとか、いろんなほかの指定文化財だとか、いろんなものがあ

りまして、まつりまで国指定受けてるとか、そういう条件をどうやってデータにあらわしていくのかなというのは、ちょっと難しいかなと思います。

一度、まず単純に観光費というのが、まず幾らかというところから始めて、それをどうやって解釈するかというのは、ちょっと難しいかと思っておりますので、まず単純に何%占めてるかというデータをつくってみたいかなと思います。

以上です。

山本委員長 岡委員。

岡委員 県内だけじゃなくて、国宝四城なら国宝四城のところの都市での比較ですとか、鶺鴒やってるところの比較ですとかという形も含めて、やりながら、分析をしながら適切な判断をしていくということは、今後求められていくというふうに思っていますので、僕もこういうことを言い出すのは初めてですけども、見ていて、いつまでも予算が並んでいくような、関係も含めて、いいのかなという疑問を持っていますので、ぜひひとつ資料をつくりながら、分析を進めていただきたいと思います。

そういうことで、227ページから229ページの、この国際交流センターの指定管理者制度については、私ども反対してきた中で、初年度、指定管理者で、基本的には3年契約という中ですけども、1年間実施した中でどうだったのかという検証の決算議会かなと思ってるんですけども、向こうの管理者、アクティオとドルフィンの方のいろんなデータは全部報告を受けているのかどうか、その報告は精査されてるのかどうかということと、向こうで利益が上がったら、たしか私の記憶ですと、半分市の方に歳入として入れるということだったと思うんですけども、残念ながら利益が上がらなかったのかどうか、その利益がなかったというのは、どういう判断がちょっとわからないんですけども、いろんな形で、要するにその収支はどうなっているのか。

私の体験で言うと、今まで取られなかった、日にちを変更しただけで、例えば、10日に使っていたのを、ごめん、10日が都合が悪くなったから、18日にしてよってというふうに日にちの変更が今までは、同じ施設を使う場合に、あいてればできたんですけども、10日の分のキャンセル料を払っていただいて、新たに18日を契約しないといかんという形に変わったんですけども、市民に対しての負担の増加とか、サービスの低下というのは、1年経過してきて、それが一番、えっと思うことだけど、ほかにもないのかどうかというのを聞きたいんですけど、2点聞かせてください。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 まず、第1点目のアクティオといいますか、指定管理者からの報告ですけども、平成18年度犬山国際観光センター事業報告書という、報告書にまとめて、どういうことをやってきたか、どういう収入をやってきたかとか、それから決算の状況なんかもすべて報告してあります。

それから、2番目の収支ですけども、先ほどピアサ委員にもお答えしましたが、総収入が1億3,843万3,000円で、総支出が1億5,267万1,000円、差し引き1,423万7,000円の赤字ということで報告を受けております。

それで、もうかったときは半分市の方に来ることになってます。赤字になったときは、市

の方の半分の持ち出しはありません。

それから、日付の変更とかで、キャンセル料ということだと思えますけども、実は、市の条例だとか、規則で、フロイデの予約の仕方というのが決められています。もちろん、キャンセル料のことも含めて。非常に申し上げにくい話ですけども、市が管理しているときには、その国際観光センターが12年前にできまして、とにかくお客さんをふやしたい、利用者をふやしたいということで、ある程度、徐々にそういうキャンセル料というあり方をなくしてきたわけですね。この10年以上もそういうやり方でやってきて、急遽指定管理者になって、条例とか、規則に従ったやり方に変わったものですから、指定管理者のせいじゃなくて、これは今までの市の対応の仕方のせいじゃないかなと思います。

最終的にその条例のことをきっちり、守るのかどうかということとはさておいて、それを指定管理者に変わったからということで、理由にされるのは、ちょっと指定管理者がかわいうだなというふうに思っています。

以上です。

山本委員長 岡委員。

岡委員 1,400万円、帳簿というのは、いろいろな書き方で、赤字にもなるし、黒字にもなると聞いたけれども、いろんな形で赤字が計上できるというふうには思うんだけども、そういう面では、事業報告書というのを見せてもらえるのかどうかということが1点。

それから、実際に、1,400万円も赤字を出してたら、向こうがとてもしゃないがやれんと言ってくるのか、今、委員長からのメモを見ると、本社納付金というのを納めているということであれば、それは逆に言うと、ここの現地の経費かもしれんけども、会社から見れば、それは利益上を吸い上げてるといふふうにも見れるものだから、その点はどういうふうな判断なのかということをお聞きしたいんですが。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 単年度で1,400万円の赤字ということは、実は私たちも非常に心配しています。3年間の契約ですので、3年間は途中でやめたと、こういうわけにはいかんですけど、こちらの強みは、市の指定管理者を逃げたということになると、この世界ではめし食っていけなくなると、そういうことだけでこの3年間の約束は守ってもらえると思います。

ただ、あと2年先に、契約の更新にアクティオが受けてくれるかどうかというのは不安があります。そういう状況を見て、次にどういう業者がこの指定管理を受けてくれるのか、もしかすると、最悪の場合、受けてくれなくて、もう一度直轄の、直接管理する方にまた戻ることということも想定はしています。

それから今、細かい積算といいますが、事業報告書も持ってありませんけども、これを見る限り、本社の方への納付金というのはないということです。とにかく、全部フロイデで稼いだお金はフロイデの中の人件費だとか、維持管理費、光熱水費に落としているということでもあります。

それから、この事業報告書ですけども、これはいつでも見ていただけたらと思います。

山本委員長 岡委員。

岡委員 わかりました。事業報告書も1度見させていただきながら、私は、逆に今指定管理

者制度でやっていただいているのを一つの事例として、市の職員もよく見て、そこで取り入れられることは、取り入れながら、学ぶべきことは学んで、民間手法の学習もした上で、3年間の中で、逆にもう一度もとへ戻して、民間に任せた3年間もしっかり学習したということで、その手法もまた取り入れながら、直営に戻して、いろんな、本来公として責任を負いながらやっていく事業展開というのがあると思いますので、そういうことも十分想定してやっている手法も大いに学んでいくべきじゃないかなというふうに思っています。

事業報告書を見させていただいて、またお願いしたいと思います。

最後に、251ページ、町家まちづくりの話が出ましたが、私どもずっと問題視してきたところなんですけれども、羽黒や楽田の方から見ると、今新たに武家屋敷だとかっていう、上がってきている中でいうと、この予算立ての仕方から含めて、当初、きっちりあり方についてルール化というか、基準づくりというか、この辺、しっかりしたものを持たないと、今回の磯部邸については、一番最初買おうという物件も違った中で、急遽予算がついたからって言って、そういうどたばた劇から実際の工事のときの隣の家との問題含めて大変だったんじゃないかなと思ってのんですけども、そういう面では、こうしたものを進めていく場合の基準づくりというか、しっかりしたスタンスに立ちながら、公がやるべきことは公がやる、公じゃなくて、そういう歴史的な文化的なものであっても、別に公が一定のアドバイスやら、そういうシステムさえつくれば、民間がやれるというケースも多々あるんじゃないかなと思うんですけども、そういう点では、しっかりとした基準づくりというのが一番大事なのかなと思ってのんですけども、その点は、今回のこういう一連の磯部邸をめぐっての担当を進めてきた中で、どんなことを感じているのか、その辺ちょっと尋ねいたします。

山本委員長 暫時休憩します。

午後2時28分 休憩

再 開

午後2時31分 開議

山本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

答弁を求めます。

奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 4月から私の方の管理に来ておりますので、前のことのいきさつが定かでないんですけども、私の知る限りお答えしたいと思います。

今お話が出ましたように、基準づくりが非常に大切だということは十分わかるんですけども、ある程度、非常に私どもの考え方の中でいうと、文化財という価値で見ることと、それからまちづくり拠点として見る分と、二つ考え方がありまして、まさしく磯部邸については、ある部分では文化財、ある部分ではまちづくり拠点と、二面性を持って整理されたものであります。

特に、基準づくりについては、じゃあ、ほかのところが出てきたら、登録有形文化財が出

てきたら、全部買わないかんかといったときに、私個人は全部買うべきやと思ってます、市として。それだけのまちをつくるためには、やはり市がある程度のそういう方向性を持っていないといいまちはできないし、それを保存していくということが非常に大切なことであるということは、それは私の個人的な意見ですけども、市として、やる中では、やはり文化財の部分とあくまでも拠点という分をしっかりと整理しないと、そういう形で残らないんですけども、ただ、今の文化財の方の考え方でいくと、なかなか、特に登録有形文化財だから、市がそういうものを保全しないかんというような考え方じゃなくて、むしろそれは個人の持ち物という発想で、個人が自分の意識のもとに、保存して残しておくという部分として、登録有形文化財をふやしていきたいという、そんなような考え方を文化財の方は持っていますので、ですから、私どもの考えている拠点施設と、文化財を考え方部分とは随分温度差があって、彼らにしてみれば文化財に位置しないよというような考え方しかありませんので、少なくとも、今後の中では、市の登録文化財という形の方向性が持てれば、私どもとしてはよいかなと。ですから、むしろ、磯部邸についても、文化財的要素もあるし、まちづくり拠点、市の観光的な分として使えますので、そういうような形の中であれば、これから犬山市にとっても非常に有効な形になりますので、むしろそういう中での基準づくりを当てはめて、これからのそういう磯部邸にしても、堀部邸にしても、そんなような感覚の中で進めるというふうに、私どもはそういう形で方向性を持っていきたいというふうに考えております。

ですから、やはり縦割りですので、うまくいかないんですけども、できるだけ文化財行政と、観光まちづくりというのが一体という形で、これからそういう方向の中で考えていくことが必要で、地域の活性化を含めた考え方で進めていくというふうに思っています。

お答えになったかわかりませんが、4月から私どもの方にいただいていますので。

以上でございます。

山本委員長 岡委員。

岡委員 課長としての見解はわかりましたし、今の奥村課長にしる、中田課長にしる、自分の課の仕事というのは、非常に誇りを持って進めているということはわかりましたけども、やっぱり市の行政も全体を、いずれ部長になり、副市長になりということも含めて、全体の行政、ここの分野はもちろん大事、こっこの分野も大事ということの中でいくと、最終的には一定の、それぞれのところにも光を当てながら、全体のバランスも見ていかななくちゃいけないという、またいろんな市民と話してても、そういうおしかりも受けながら、軌道修正も図っていかななくちゃいけないので、その辺も含めて、自分の仕事も大事にしながら、広く市全体の仕事も見きわめるということも手法として取り入れていただくということを期待します。

最後に、今の話の中で、下水の基本的な今後のあり方、これ今の決算額見ますと、毎年約10億円、一般会計から繰り入れてるんですね。これまで、大体市債の元金と利息の返還で、約9億何千万円ぐらいで、いわゆる公債費が決算見ますと、9億8,864万円ですから、大体この公債費の分を市費で入れてきたかなと思ってんですけども、これの返す分よりも借りる金額大きくしちゃうかんというのをずっと言ってきた中で、今回、これで言うと、市債が5億円ですから、今後減っていくということと、それから普及が広がっていくにつれて、そ



の分、見なくていいというふうになっていくと思うんですけども、僕からすれば、新たに、もう少し事情を変えてね、新たに借りる分ぐらいの金額に一般会計を抑えながら、10億円、毎年ずっと10億円ですもんね、これを抑えながら予算立てをしていく、半分ぐらいまで視野に入れて予算立てをしていくということを取行しないといかんのかなという気持ちを持って、今回の決算書を見てるんですけども、今後の予算立ての中では、そういう一般会計からの繰り入れ、今回の一般質問でも、久世議員も言いましたし、6月議会で僕も、国民健康保険会計にはもっと一般会計入れることには県下の中でのバランスを含めてね、ということを含めると、下水の方を一定、そういうことを考えないといけないんじゃないかなと思ってるんですけども、担当課長からすれば、当然これは自分の仕事に熱心で、当然そんなことはいらんというふうには思うんですけども、その辺は、担当課長は、自分の仕事に全部熱心な下水があるということよくわかりましたので、部長の方はどんなふう考えてみえるか。

山本委員長 答弁を求めます。

牧野水道部長。

牧野水道部長 起債の方ですが、現在、毎年4億円ということで、起債をつけて事業展開をいたしております。これでいきますと、年間の償還金、返済が最大になるのは平成28年、これがピークで10億400万円ほどになるという想定でおりますが、現在、そこで大体9億5,000万円ほど、年間の償還しておりますが、その分プラス人件費で一般会計から繰り入れをいただいております。このところ、数年ずっとそのペースで来ております。

しかし、今後、市の方の財政状況も非常に厳しくなってくるということで、今、毎年4億円ペースでやった場合と、これを半分、つまり建設費に回せる方が半額という、2億円という起債をかけると、こういった場合の年度償還ですね、4億円の場合が平成28年ピークの10億400万円が償還額、仮に来年度から2億円借りて、毎年2億円というふうに切りかえてやった場合のこれまでの分と合わせた償還額のピークが平成27年で9億5,400万円ということで、借りる方はその年、半分、2億円減るわけですから、事業費はそれなりに減る、ただ償還額の方はそれほど変わらないというような状況に、公共下水の起債と償還の部分だけで見ると、そういう状況になります。

これがここだけではできませんので、要は一般会計全体のいろいろな起債の部分も考慮して、一般会計から、今返済分の9億5,000万円プラス人件費で10億円ちょっといただいてますが、これが恐らく今後続くということは難しいだろうと、そうしますと、まず財政当局の方から、どれだけなら公共下水の方へ出せるのか、ただ我々も今の起債と償還のシミュレーションプラス使用料がだんだんふえてきてますので、5億円が7億円ぐらいにいずれはなるであろう、その辺の兼ね合いを見て、事業をどのように進めていくのかということ現在検討いたしております。

山本委員長 ほかに。

熊澤委員。

熊澤委員 だから、今のところ、5億円で3億2,000万円の県に出す。1億5,000万円は市に入る。だから、今言った平成28年の償還のときに、どれだけのものでそこで出てくるかとい

う計算をしてるんですか。

山本委員長 答弁を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 大体シミュレーションで7億円ほどですが、大体下水料金、現在の使用料をいただいて5億円ですが、60%は一応処理場へ払ってます。同じ比率で考えてますので2億8,000万円ほどでございます。

山本委員長 熊澤委員。

熊澤委員 そのバランスを上手に合わせていかないと、今言ったように、10億円一般会計から来るものが、そこら辺のところ、使用料の中で1億円、2億円出てくれば、こっちも下がってくるもんで、それを見ながら、これから追試する目安をやれということ言ってるんだけど、そこら辺のところのシミュレーションを早く出してくれんと。だから今急に言って急にできんから、それを心配しとる。

だから、やっと5億円入ってくる、3億5,000万円は県に出す、1億5,000万円市に残る、それが残るものがどう返済のやつバランスを、一般会計から10億円入れていくものを下げていくか。これを今、平成28年でとらえたら、平成28年度までに、それが10億円で今はできていくけど、それが7億円になれば、3億円落ちてくるということだから、だからそこら辺の数字をつかんでくれよと、これだけ、もう言うておきます。

以上です。

+ 山本委員長 答弁を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 昨日からいろいろご指導いただきました。シミュレーションも部長の手元に今あって、4億円、2億円というシミュレーションをしております。それから、使用料についても検討はしております。熊澤委員のご意見、また岡委員の方のご指摘いただいた件、さっそくまた改めてシミュレーション出しまして、財政当局ともども検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

山本委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

後藤委員。

後藤委員 今また観光についてあんまりお金を使っちゃいかんというような話ですけど、観光についてちょっとお尋ねをいたします。

如庵のことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

223ページの6款2項の19節、負担金補助及び交付金という中で、恐らく今まで如庵というのは、名古屋鉄道が一生懸命宣伝をしていたと。そして、実際、あの如庵の中で、如庵会というのがちょうど正月にあります。2,000人が3,000人きます。恐らくそういう大勢の観光客が来るというような予想の中で、うまくまちの方へも来てもらえたらなというようなことも含めまして、ちょっとお尋ねをいたします。

如庵に対して、国宝の犬山城と、それから犬山祭と、一つの3名跡の一つである如庵に対しての宣伝活動と、それから国際センターにある、如庵の写しがあると思いますが、その利用状況をちょっとお知らせ願いたいと思います。

山本委員長 答弁を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長 まず、如庵の扱いですけれども、当然、あれは名古屋鉄道の施設でありまして、名古屋鉄道がパンフレットだとか、チラシをつくって、それを私どもが配るということはありませんけれども、特別その如庵だけ、私どもが宣伝するということはやっておりません。

ただ、今回の秋のディステーションキャンペーンでもみじ狩りのバスを出しますけれども、そのときには、その如庵の前でもバスを1回とめる計画にはなってます。

如庵ということよりも、犬山市はやはり城下町ですので、城下町の中にいろいろな茶室があるんですね。これはまだ計画段階ですけれども、できればそういう茶室を、個人が持っているような茶室も公開していただいて、観光客の方に見ていただいたり、できればそこでお茶を飲んでもらえるのが一番いいんですけれども、それも今構想で思ってるだけで、特別、如庵とくっつけてということは計画は今のところありません。

フロイデの中の如庵に似せた茶室ですけれども、利用率といいますか、利用の件数ですが、去年1年間で、80回くらい使われております。特に、今回このディステーションキャンペーンの中で、日本じゅうの茶人を集めまして、フロイデの茶室と、それから如庵を使ってお茶会もやるという計画があります。しかもシンポジウムも開かれます。11月3日に、犬山城の市民無料登閣を予定しておりますけれども、このときにも先着200人の方に、犬山城の中の茶室でお茶を飲んでいただけるようなことで、徐々にお茶の文化が犬山市の中にあるということを宣伝していきたいなというふうに思っております。

以上です。

山本委員長 後藤委員。

後藤委員 私もいろいろ、ちょっとお茶の関係のお菓子をつくっておりますので、有楽流の家元が名古屋にご存命なんですね。やっぱりそういうこととつなぎながら、犬山の観光の部分につなげていけば、国宝の犬山城と、それからお城と如庵を、三つをクローズアップしていくことによって、私は非常にお金を使わずに観光の資源を達成できると思いますがいかがでしょうか。

山本委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 そうような方法も探っていきたいと思います。

山本委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

山本委員長 質疑なしと認め、第58号議案に対する質疑は終了いたします。

続いて、第59号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

岡委員。

岡委員 昨今の新聞紙上を賑わしているのが、徳山ダムの水の利用が困ったということの中で、導水路をこっちから引っ張ってくるということで、実質、そうなってくると、県水がまたはね返ってくる、犬山市の今の水道会計からいっても、企業努力含めて、かなりきつきつでそういうふうに、県水もこれでちょっと受水率が50%台の下の方だと思ったら、57%にま

で上がってきている状況を含めると、これはそういうふうになお大きなお金を使うと値上げせざるを得ない、そういう危険が逼迫してくるんじゃないかなという危惧を抱いてるんですけども、その辺はどうなのかということと、それから自己水や県水の水質というのをきちんと確認して、公表しているのかどうか、その点ちょっと聞かせたいと思います。

山本委員長 答弁を求めます。

丹羽水道課長。

丹羽水道課長 徳山ダムの導水路の関係は、委員指摘のように、昨今新聞等で、導水路の計画も発表されておったようですし、県の会議等でも、県が持つてる計画の中でも、計画変更等も行われるような話も出ておりますが、具体的にそれに対して費用がかかってきますので、委員ご指摘のように、県水の受水率が上がるということも我々想定しております。ただ、具体的に何年に上がるというようなことはまだ聞いておりませんが、平成23年、平成24年あたりかなとは思っておりますけど、それに向けて、現在行っております市内の450キロある管路の整備、さらに漏水調査等も考え合わせた上で、水道料金等の値上げについても考えていきたいなとは思っております。

ことし、水道事業も含めまして、その中でも現在の施設、水道管路の計画等も含めまして、しっかりした将来に向かっての計画を立てていきたいなと思っております。

それから、2点目の自己水と県水の水質等、公表しているかという件でございますけど、もちろん水質検査等は毎月やっておりますけど、これに関しましては、現在のところは水道の分庁舎のところに、閲覧していただけるように置いておりますので、市民の方が訪れた場合、また興味ある方に見ていただけるようにしております。

以上です。

山本委員長 岡委員。

岡委員 県水の値上げに伴って犬山市の水道の料金改定の見直しというか、値上げというか、これはやっぱり避ける企業努力をしっかりとやる、そういう面での自己水についての、今休止しているところも含めて、自己水の確保や、県水の、ぎりぎりの責任受水制でなくて、その辺も含めて、県水に対して比率を下げっていく努力もしていけないとだめじゃないかなというふうに思っていますし、値上げは近い将来やむを得ないという考え方じゃなくて、今の料金大系というか、市民への新たな負担を極力防ぐという企業努力を重ねていただきたいということを申し上げて終わります。

山本委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声起こる〕

山本委員長 質疑なしと認め、第59号議案に対する質疑は終了いたします。

これをもって全議案に対する質疑は終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

再 開  
午後3時09分 開議

山本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、討論を行います。

岡委員。

岡委員 第58号議案 平成18年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について、認定できないという立場で、若干討論いたします。

この年度は住民税の大幅な値上げがありました。本会議では、単純の歳入歳出の差し引きが約22億円という計上をしましたが、部長の方から、単年度収支で言うと1億7,900万円ほどの赤字だということだったんですが、決算カードを見ますと、現積立金やそういう金額を含めると、実質単年度収支は3億2,676万9,000円という金額で、そういう点でいえば、いろいろな立場で住民の負担が高まった年ということで、そういう中で、住民税の増税についてはいかがなものかという立場で、この委員会には直接関係のないことですが、まず、総額の予算については、そういう認識をお互い深めていただきたいというふうに思います。

その上で、この委員会に関係ある2点、フロイデの指定管理者制度については、行政の公の財産を私の、株式会社に明け渡して、館の運営についてもそこにゆだねてしまうということについて、公の仕事のあり方として問題ではないかということや、いわゆる公的な財産を使って、私的な利潤追求の対象として、そこで運営がされることに対しての問題として指摘してきましたけれども、決算状況が厳しいという表もいただきましたけれども、しかし基本的な問題点は、やはり解決されていないのではないかとこのように思います。

もう一度、この実施状況を精査しながら戻していくということを視野に、検討を始めるべきだという立場を含めて、このフロイデの指定管理者制度にしてしまったことに対しての警鐘を鳴らすという立場から反対の意を表明しておきたいとこのように思います。

それから、磯部邸について、当初の予算が忘れもしない1億4,800万円だったのかな、ということでした。その後、先ほどの文化財のまちづくりの拠点施設という立場から、町家まちづくり拠点施設の整備工事が進められてきましたけれども、その後の維持管理費を含めて、やはり公が余りにも前に出過ぎた形で、しかもその時点でいえば、何も基準のない中で、どたばた的な形で踏み切ったというふうに思っています。

そういう立場から後追いで、僕マージャン言葉で言う後づけじゃないかということを書いてきたかと思うんですけども、後づけで、そういう一定の基準づくりはされてきたり、文化財としての指定をしてきたりということは承知はしておりますけれども、やっぱりスタート時点で、そういう教訓をもう一度かみしめていくという立場も含めて、この2点がそういう反対の声も聞きながら進められたということについて、残念であると同時にやはりもう一度この決算の中で振り返りながら、今後の是正を図っていくということを、そういうことが必要だという意味合いを込めて指摘をして、反対の、認定できないという討論とさせていただきます。

以上です。

山本委員長 ほかに討論は。

〔「なし」の声起こる〕

山本委員長 ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第51号議案 道路管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第51号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第52号議案の採決を行いたいと思います。

第52号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（13目交通防犯対策費）、4款衛生費、5款農林業費、6款商工費、7款土木費について採決を行いたいと思います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第54号議案 平成19年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第58号議案 平成18年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち、平成18年度犬山市一般会計中、歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務

費（1項総務管理費のうち11目自然保護費、13目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設検討費及び17目新しいまちづくり事業費）、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金及び7目環境保全費並びに2項清掃費）、5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費、並びに特別会計中、平成18年度犬山市犬山城観光事業費特別会計、平成18年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計、平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計、平成18年度犬山市農業集落排水事業特別会計の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを認定することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山本委員長 挙手多数と認めます。

よって、第58号議案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第59号議案 平成18年度犬山市水道事業会計の決算の認定について採決を行います。

本案は原案のとおり、これを認定することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第59号議案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

休憩いたします。

午後3時19分 休憩

+

再 開

午後3時27分 開議

山本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本委員会に送付されました陳情は3件であります。

陳情第6号 堀部邸の保存について（陳情書）を議題といたします。

どのように取り計らったらよろしいでしょうか。ご意見をお聞かせいただきたいと思います。思いません。

〔「承りました」の声起こる〕

山本委員長 陳情第6号については、承りましたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 それでは、陳情第6号につきましては、承りましたということにします。

続いて、陳情第7号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題といたします。

陳情第7号については、どのようにお計らいしましょうか。

〔「継続審査」の声起こる〕

山本委員長 当委員会としては、12月議会においてこれを処理したいと。各派にお諮りいた

+

だきたいと。その流れで、陳情第7号については、継続審査ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

山本委員長 それでは、そういう形にさせていただきます。

続いて、陳情第9号 堀部家住宅に関する陳情書を議題といたします。

陳情第9号については、いかに取り計らいしましょうか。

〔「承りました」の声起こる〕

山本委員長 陳情第9号については、承りましたということにします。

以上で本委員会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。ありがとうございました。

午後3時32分 散会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

+

平成 年 月 日

+

建設経済委員長

+